

土壤汚染の調査及び対策について

東京都内における土壤汚染対策については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）に基づく手続及び土壤汚染対策法に基づく手続があります。

環境確保条例・土壤汚染対策法の手続の契機

1 工場等を廃止するとき

	環境確保条例(第116条)	土壤汚染対策法(第3条)
対象者	有害物質取扱事業者※1	土地所有者等
契機	工場又は指定作業場を廃止又は主要な部分の除却をしようとするとき	有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき

※1 条例に規定する工場又は指定作業場を設置している者で、有害物質を取り扱い又は取り扱ったことがあるもの

2 土地の改変等を行うとき

	環境確保条例(第117条)	土壤汚染対策法(第4条)
対象者	土地改変者	第4条第1項の届出・土地の形質の変更を行う者 第4条第2項の調査・土地所有者等
契機	3000m ² 以上の敷地内において ①土地の切り盛り、掘削その他土地の造成 ②建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴う土地の形質の変更をするとき	土地の一定規模(3000m ²)以上※2の形質の変更をしようとするとき ※2 敷地面積ではなく、形質変更する部分の面積の合計が3000m ² 以上

3 健康被害のおそれがあるとき、地下水汚染が認められるとき

	環境確保条例(第114条、第115条)	土壤汚染対策法(第5条)
対象者	有害物質取扱事業者	土地所有者等
契機	①土壤汚染により、人の健康に係る被害が生じ又は生じるおそれがあるとき ②周辺で地下水の汚染が認められるとき	土壤汚染により健康被害が生じるおそれがあると知事が認めたとき

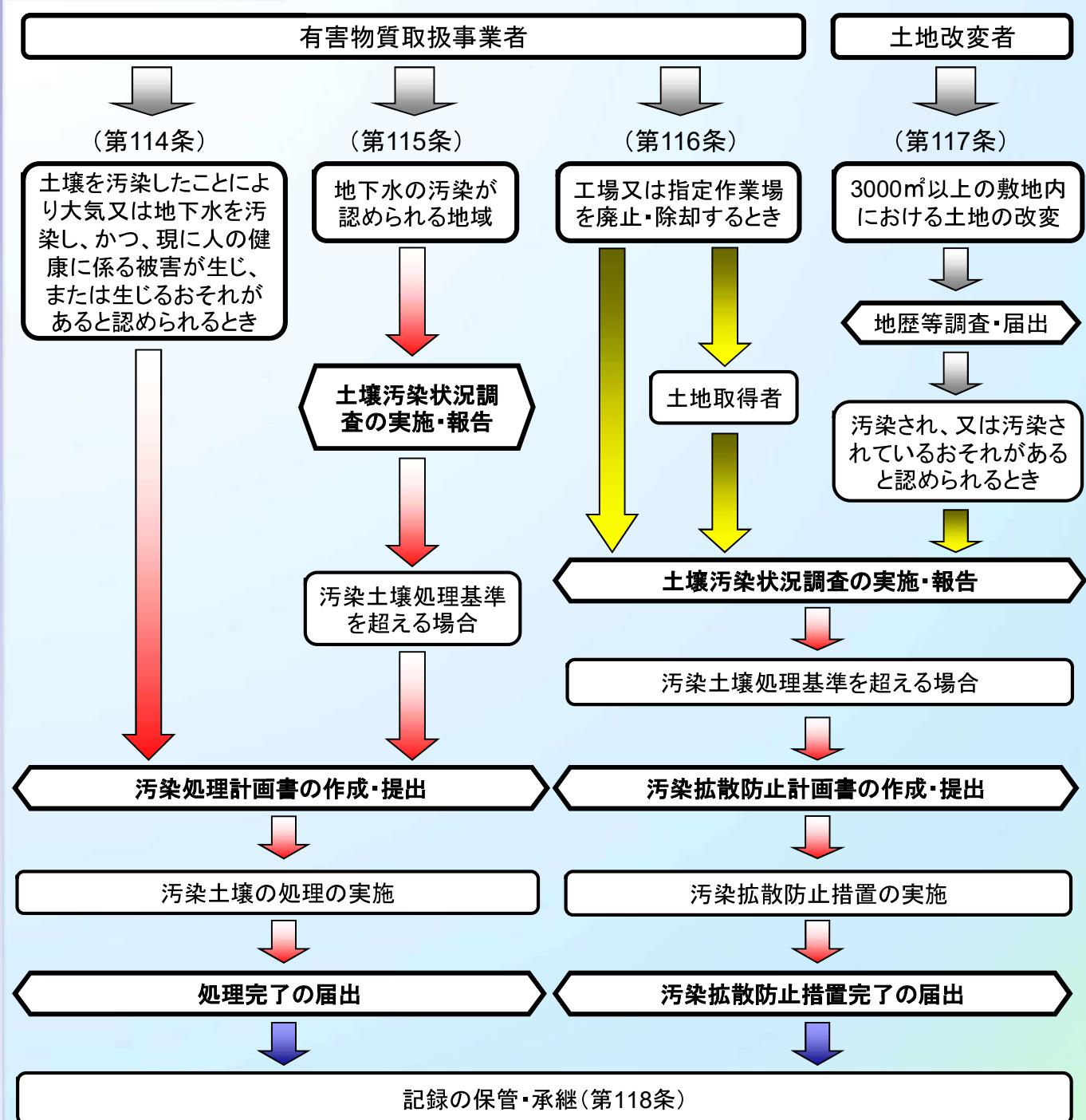
土地利用の履歴、有害物質の使用・排出の状況を踏まえて、土壤汚染の調査を行う。

●手続の流れ等は中を御覧ください●

環境確保条例

平成13年10月1日施行

《手続のフロー》



《調査・対策の方法》

※環境確保条例に係る土壤汚染の調査や対策の方法等は、「東京都土壤汚染対策指針」に規定されています。

※法・条例の土壤調査は、**指定調査機関**に依頼してください。

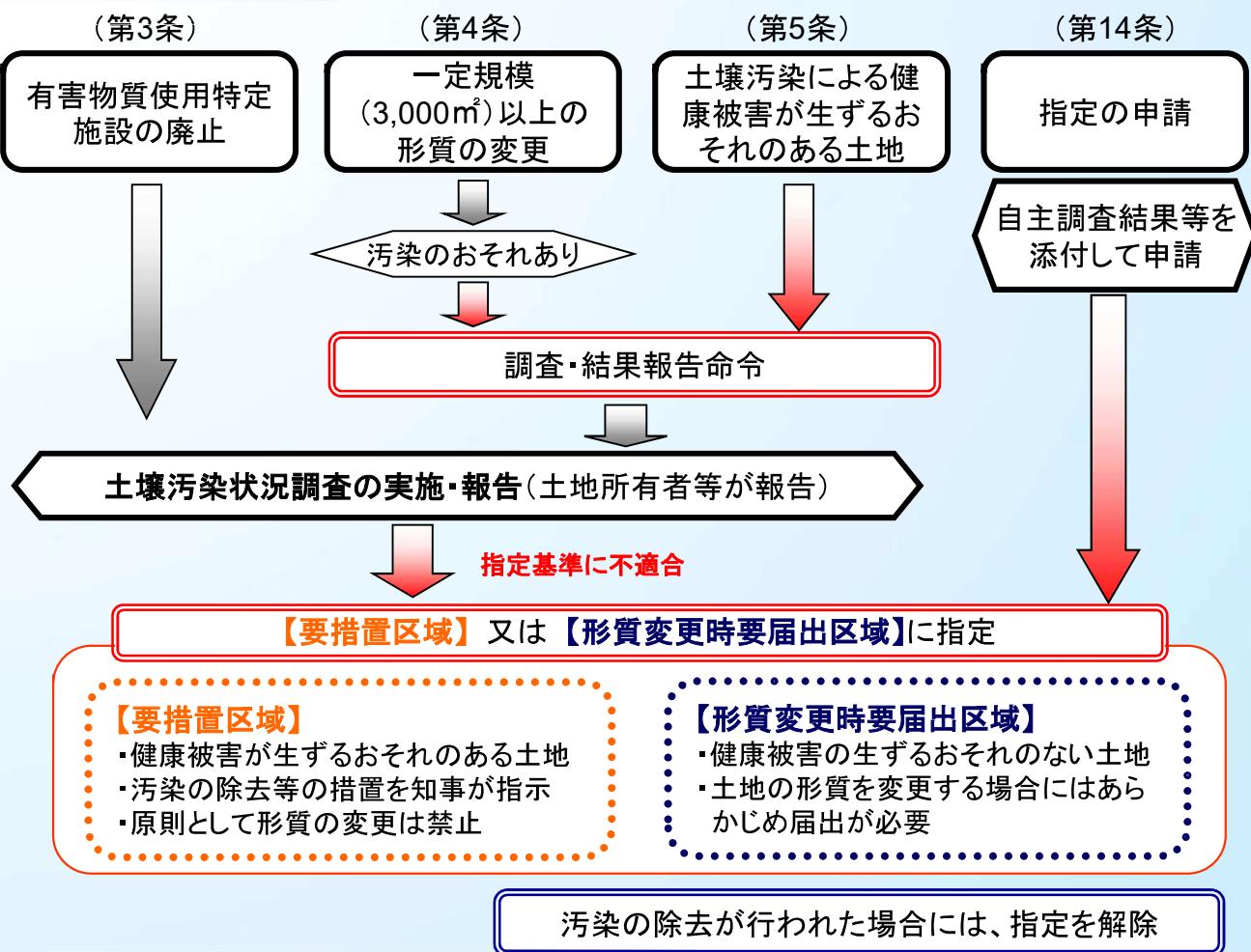
指定調査機関一覧はこちら↓

<http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/index.html> (環境省ホームページ)

土壤汚染対策法

平成15年2月15日施行
改正 平成22年4月 1日施行

《手続きのフロー》



《指定を受けた区域における手続等》

○ 汚染の除去等の措置の指示（第7条）【要措置区域】

知事は、要措置区域を指定したときは、当該要措置区域内の土地の所有者等又は汚染原因者に対し、汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示します。

○ 土地の形質の変更の届出（第12条）【形質変更時要届出区域】

形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、着手の14日前までに、土地の形質の変更について知事に届出が必要です。

○ 台帳（第15条）【要措置区域】【形質変更時要届出区域】

知事は、要措置区域及び形質変更時要届出区域について、台帳を調製し閲覧に供します。指定されている区域の一覧及び概要は、東京都環境局の土壤汚染対策のホームページでご覧いただけます。

○ 汚染土壤の搬出時の届出（第16条）【要措置区域】【形質変更時要届出区域】

汚染土壤を要措置区域又は形質変更時要届出区域から搬出しようとする者は、着手の14日前までに、搬出の計画について知事に届出が必要です。

『汚染土壌処理基準(環境確保条例)・指定基準(土壤汚染対策法)』

- ・土壤溶出量基準(単位:mg/L)…地下水等の摂取による健康影響の観点
- ・土壤含有量基準(単位:mg/kg)…土壤の直接摂取による健康影響の観点

第一種有害物質(12種類)		第二種有害物質(9種類)			第三種有害物質(6種類)	
有害物質の種類	溶出量基準(mg/L)	有害物質の種類	溶出量基準(mg/L)	含有量基準(mg/kg)	有害物質の種類	溶出量基準(mg/L)
トリクロロエチレン	0.03	カドミウム及びその化合物	0.01	150	有機燐化合物	不検出
テトラクロロエチレン	0.01	シアノ化合物	不検出	50(遊離シアノ)	アルキル水銀化合物	不検出
ジクロロメタン	0.02	鉛及びその化合物	0.01	150	ポリ塩化ビフェニル	不検出
四塩化炭素	0.002	六価クロム化合物	0.05	250	チウラム	0.006
1,2-ジクロロエタン	0.004	砒素及びその化合物	0.01	150	シマジン	0.003
1,1-ジクロロエチレン	0.1	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物(注)	0.0005	15	チオベンカルブ	0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	セレン及びその化合物	0.01	150		
1,1,1-トリクロロエタン	1	ほう素及びその化合物	1	4000		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	ふつ素及びその化合物	0.8	4000		
1,3-ジクロロプロペン	0.002					
ベンゼン	0.01					
塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)	0.002					

(注)土壤汚染対策法では、水銀及びその化合物として、アルキル水銀化合物を含めて1つの物質としているため26種類となる。

『お問い合わせ先、受付窓口』

対象の土地	法令	お問い合わせ先・受付窓口
23区内 島しょ	条例第114条、第115条、第117条 土壤汚染対策法	東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌地下水汚染対策担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1(都庁第二本庁舎23階北側) TEL:03-5388-3495(直通) TEL:03-5388-3430(直通) FAX:03-5388-1376
	条例第116条	各区の環境担当 (島しょは、環境局環境改善部化学物質対策課)
多摩地区の市町村 (八王子市、町田市を除く。)	条例第114条、第115条、第117条 土壤汚染対策法	東京都 多摩環境事務所 環境改善課 土壌地下水対策担当 〒190-0022 東京都立川市錦町4-6-3(東京都立川合同庁舎3階) TEL:042-523-3517(直通) FAX:042-522-9511
	条例第116条	各市の環境担当 (町村は、多摩環境事務所環境改善課)
八王子市、町田市	条例第115条、第116条 土壤汚染対策法	八王子市、町田市の環境担当
	条例第114条、第117条	東京都 多摩環境事務所 環境改善課 土壌地下水対策担当

※土壤汚染対策指針、法・条例の届出様式、環境確保条例に基づく届出書の作成の手引等は、東京都環境局の土壤汚染対策のホームページからダウンロードできます。

東京都の土壤汚染対策ホームページ

東京都 土壌汚染 |

検索